

農地法第 4・5 条 農地転用許可申請書、添付書類

提出部数 各2部
(1部原本・1部写し)

申請書受付期間
毎月15日まで

受付場所	番号	受付年月日		
		令和	年	月 日
農業委員会事務局		支所		
(担当)		(課長)	(担当)	

申請書の提出等が、申請者本人でない場合は委任状が必要です。
申請内容について、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談いただきますようお願いいたします。

添付書類一覧		チェック欄
		(申請者) (委員会)
1. ○ 第4条・第5条許可申請書		<input type="checkbox"/>
2. ○ 申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内の全部事項証明書)	法務局	<input type="checkbox"/>
3. ○ 申請土地の公図	法務局 (注1)	<input type="checkbox"/>
4. ○ 申請土地周辺の位置図	住宅地図等で表示	<input type="checkbox"/>
5. ○ 住民票(5条は双方)	市民課等 (注1)(注2)	<input type="checkbox"/>
6. △ 法人登記事項証明書(発行から3ヶ月以内の全部事項証明書)	法務局 (注3)	<input type="checkbox"/>
7. △ 定款又は寄付行為の写し	(注3)	<input type="checkbox"/>
8. △ 組合員名簿又は株主名簿	(注3)	<input type="checkbox"/>
9. △ 議事録の写し	(注3)	<input type="checkbox"/>
10. ○ 誓約書		<input type="checkbox"/>
11. ○ 同意書	(注4)	<input type="checkbox"/>
12. ○ 資金証明書	預金残高証明・融資証明書等	<input type="checkbox"/>
13. ○ 見積書	売買契約書、造成工事・施設建設工事等	<input type="checkbox"/>
14. ○ 事業計画書	(注5)	<input type="checkbox"/>
15. ○ 土地利用計画図	(注6)	<input type="checkbox"/>
16. △ 用排水計画図	(注7)	<input type="checkbox"/>
17. △ 土地改良区意見書	(注8)	<input type="checkbox"/>
18. △ 換地予定図面	(注9)	<input type="checkbox"/>
19. △ 一時利用指定通知書等	(注10)	<input type="checkbox"/>
20. △ 抵当権抹消承諾書又は権利移転等同意書	(注11)	<input type="checkbox"/>
21. △ 所有権移転請求権仮登記抹消承諾書又は権利移転等同意書	(注11)	<input type="checkbox"/>
22. △ 賃借権等設定解除手続き又は小作人の合意解約書	(注12)	<input type="checkbox"/>
23. △ 相続関係図	(注13)	<input type="checkbox"/>
24. △ 遺産分割協議書又は相続人代表者指定届(同意書)	(注13)	<input type="checkbox"/>
25. △ 相続人であることを確認できる戸籍謄本等	(注14)	<input type="checkbox"/>
26. △ 現有資材置場・駐車場利用状況調書	(注15)	<input type="checkbox"/>
27. △ 宅建業登録の写し	(注16)	<input type="checkbox"/>
28. △ 他法令許可等の手続き状況を確認する書類	許可等が必要な場合のみ (注17)	<input type="checkbox"/>
29. △ 認定通知	(注18)	<input type="checkbox"/>
30. △ 系統連携契約書又は申込書(受付日を確認できるもの)	(注18)	<input type="checkbox"/>
31. △ 委任状		<input type="checkbox"/>

※ ○印の書類は必ずご用意ください。△印の書類は注意書き等を参照頂き、必要な場合はご用意ください。

[対象農地]

- 1 市街化区域以外の農地
 - ※農振農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地は原則不許可
 - ※宅地分譲を目的とする宅地造成事業は原則不許可

[主な許可基準]

- 1 立地基準
 - 農地を営農条件や周辺の市街地化の状況からみて区分し、転用の可否を判断する基準
- 2 一般基準
 - 農地転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性などを審査する基準

[留意事項]

- (注1) 原本還付希望の場合は原本を持参し、写しを提出。
- (注2) 住民票は、申請者本人の抄本で、本籍・世帯主の記載は不要。
登記事項証明書の記載の住所が現住所と異なる場合は、住所の移動がわかる住民票等の添付が必要。
- (注3) 申請者が法人の場合に必要。
- (注4) 水利権者、用排水権者及び公道・里道等に関する関係機関の同意書提出。
- (注5) 事業計画書は、許可申請書の転用事由の詳細を補足するもの。
- (注6) 土地利用計画図は、建物等の面積及び位置、施設間の距離及び道路等を表示した図面。
- (注7) 用排水計画図は、土地利用計画図で用排水計画が示されている場合は不要。
- (注8) 申請地が土地改良区の区域のみ提出。
- (注9) 圃場整備実施中には換地処分未完了地区を含む。
- (注10) 圃場整備実施中には換地処分未完了地区を含む。一時利用指定通知書(写)、異種目換地指定通知書(写)、換地確約書、事業計画についての事業主体証明書が必要。
- (注11) 私法上のトラブルを未然に防ぐものであり、必須の添付書類ではない。
- (注12) 賃借権等設定又は小作関係がある場合のみ提出。
- (注13) 相続未登記の場合に提出。
- (注14) 相続未登記の場合、名義人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人全員の戸籍謄本および戸籍の附票、住民票等を添付。
- (注15) 転用目的が無建築物転用の場合に提出。
- (注16) 転用目的が宅地分譲の場合に提出。
- (注17) 開発許可等が必要な場合は許可申請前に担当部署と十分協議を行うこと。
- (注18) 太陽光発電設備設置の場合に提出。

[連絡先]

氏名	電話番号	備考
	- -	

[申請記録]

日付	訂正、加筆等の内容